

小・中学生の保護者の方へ 就学援助のお知らせ

市教育委員会では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者の方に対して、学用品費などの援助を行っています。援助を希望される方は、次のとおり申請してください。

【申請方法】

各学校を通じて申請書を配布します。必要事項を記入し、学校へ提出ください。昨年度に認定を受けていた方も、引き続き援助を希望される場合は申請が必要です。

【申請期限】 4月28日(木)

期限を過ぎても申請は可能ですが、申請月の翌月分からの支給になります。

※支給額など詳しくは、申請書と一緒に配布する「就学援助のお知らせ」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

市教育委員会学校課(教育庁舎2階) ☎32・3811/FAX33・3540
Mail:gakkou@city.komatsu
shima-i-tokushima.jp

第40回ウォークラリー 市民大会参加者を募集

開催当日、受付にてコース図(日峰大神子広域公園周辺)を配布します。飲料水やタオルなどは、各自持参ください。なお、本イベントは子ども会の行事ですが、一般の方も当日参加可能です。ぜひご参加ください。

【日時】 5月5日(祝)

・午前8時30分受付開始
・午前9時開会式
・午前9時15分ごろからウォークラリー開始予定
※新型コロナウイルス感染症の状況により、開催中止になる場合があります。

※雨天の場合は中止となります。

【集合場所】 SL記念広場

○2名以上のチームで参加。当日受付OK!

【お問い合わせ先】

市教育委員会生涯学習課(市立図書館3階) ☎32・2700/FAX33・1230
Mail:shougai@city.komatsu
shima-i-tokushima.jp

引越しの際は、住所の異動 手続きをお願いします!

【転出届】 引越し前の自治体で転出の予定日までに手続きをしてください。

【転入届】 引越し先の自治体で住所を移した日から14日以内に手続きをしてください。

【転居届】 市内で引越しした日から14日以内に手続きをしてください。

住民異動届出時には、窓口に来られた方の本人確認を行っています。運転免許証など官公署が発行した身分証明書をご持参ください。なお、代理の方は委任状が必要です。

転入、転居の際「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「住民基本台帳カード」をお持ちの方は、記載事項の変更を行いますのでご持参ください。

【お問い合わせ先】

市戸籍住民課(市役所1階①番窓口) ☎32・2112/FAX33・2234
Mail:kosekijumin@city.komatsu
atsushima-i-tokushima.jp

小松島市土木施設アドプト事業への参加団体募集 のお知らせ

小松島市では、道路、河川、公園などの土木施設について、市民の皆様と協働して快適な公共空間を創出するとともに、誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心、コミュニティ活動の醸成を目的に、土木施設の清掃を行っていただける団体を支援する「小松島市土木施設アドプト事業」を実施しています。現在、小松島市で13の団体等の皆様にアドプト事業に参加していただいています。新たな参加団体を募集しています。

○アドプト制度とは

アドプト制度とは行政と市民が協定を結び、行政が整備した公共施設を市民がボランティアで清掃・美化を行い、行政がその活動を支援する制度のことです。

○参加団体の要件

市内の土木施設において清掃美化活動(年3回以上)を行うことができ、次の要件を満たす組織が参加する必要がある。
・小学5年生以上の方で構成さ

れていること。(※中学生以下の場合は、保護者または監督者の方の参加が必要となります。)

・市内に住所を有する方、市内の事業所等に勤務する方、もしくは市内の学校に在学する方が原則5名以上含まれていること。(例：町内会、自治会、子供会、老人クラブ、企業等)

○アドプト事業に参加するには
「参加団体届出書」「年間活動計画書」を提出し、「覚書」を市と締結していただきます。

○対象施設

市が管理する道路、側溝、排水路、河川、公園等の土木施設

○参加団体への市からの支援

・清掃用具等の貸出
・ゴミ袋の支給
・参加者に対する傷害保険の加入

・活動区域への参加団体名を記載した看板の設置

【お問い合わせ先】

市都市整備課(市役所2階) ☎32・2118/FAX33・2104
Mail:toshiseibi@city.komatsu
sushima-i-tokushima.jp